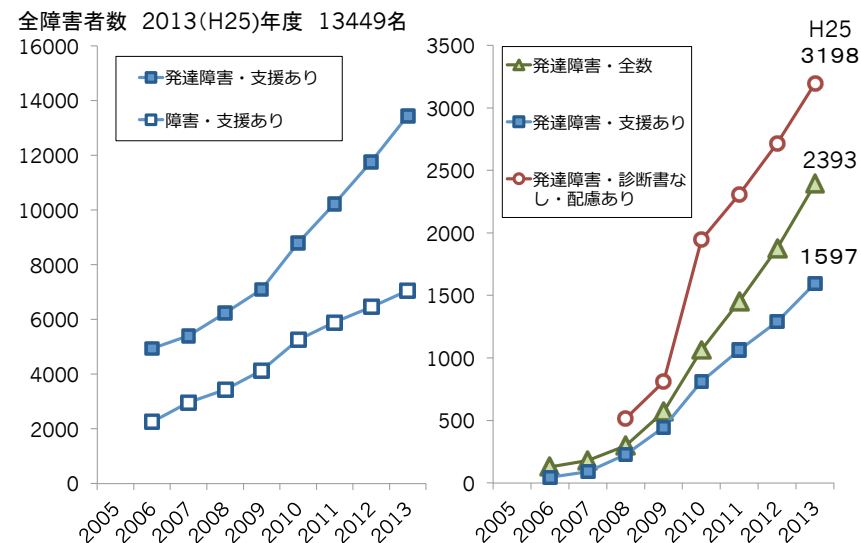


発達障がいについての 基礎知識と 高等教育機関での 支援体制について考える

高知大学総合教育センター
修学支援部門・特別修学支援室
松本秀彦

高等教育機関の発達障害学生数(～H25)



・主な授業支援等の状況(大学数)(発達障害)

(平成24年5月1日現在) (発達障害学生が1人以上在籍していると回答した大学:506校中)※1

区分		実施校数	実施率
授業支援	休憩室の確保	76	19.8%
	実技・実習配慮	63	16.4%
	注意事項等文書伝達	63	16.4%
	教室内座席配慮	51	13.3%
	試験時間延長・別室受験	41	10.7%
	講義内容録音許可	41	10.7%
	チューター又はティーチングアシストの活用	32	8.3%
	使用教室配慮	17	4.4%
	解答方法配慮	17	4.4%
	パソコンの持込使用許可	13	3.4%
授業以外の支援	学習指導(履修方法、学習方法等)	218	56.8%
	保護者との連携	210	54.7%
	専門家(臨床心理士等)による心理療法としてのカウンセリング	207	53.9%
	社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)	170	44.3%
	進路・就職指導	141	36.7%
	生活指導(食事、洗濯等)	75	19.5%
	出身校との連携	41	10.7%
	発達障害支援センターとの連携	44	11.5%
	特別支援学校との連携	7	1.8%

※1支援発達障害(診断書有)学生又は発達障害(診断書無・配慮有)学生が1人以上在籍していると回答のあった大学
(出典:平成24年度大学・短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

2001 世界保健機構(WHO)第54回総会「ICF」採択

2002 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関
する全国実態調査」6.3%の要配慮児童

2003 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)

2004 「発達障害者支援法」公布 2005年4月施行
障害者基本法 一部改正

2005 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)(中教審)

2006 障害者権利条約採択(第61回国連総会)
学校教育法一部改正「特別支援学校制度の創設等」

2007 国際障害者権利条約 日本署名

2011 障害者基本法改正「合理的な配慮」概念規定

2012 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」
合理的配慮検討 12月第一次意見書公示

2013 障害者差別解消法可決 2014年4月公示

2014 障害者権利条約 日本批准2月19日効力生じる

2016 障害者差別解消法施行

合理的配慮とは：大学において

- ・ 障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ・ かつ、「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

合理的配慮とは： 機会への平等な参加保障

- ・ 障害のない学生と平等に、提供された機会へ参加できるようにする。
- ・ ただし、教育の本質や評価基準を変えない。
- ・ 他学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整は行うことはもともとない。
- ・ 機会 = 講義実験、実習演習、スクーリング、大学院の研究指導等の正課教育、図書館情報処理室、学生寮等の学生支援関係施設利用、入学式オリエンテーション、学校行事、学生相談、就職指導・修学指導、学内移動、フィールドワーク、教育実習における移動、入試・履修登録・試験・休講等の情報入手・奨学金申請など

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個別性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な配慮内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮など。

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
- ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

- 関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の高度化を図ることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における様々な事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

○障害者の権利に関する条約

- ・平成18年12月 国連総会にて採択
- ・平成19年 9月 日本署名(賛同)
- ・平成20年 5月 発効
- ・平成26年 1月20日 批准書を国連に寄託 → 2月19日より効力発生

第24条 教育(抜粋)

5 締約国は、**障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。**このため、締約国は、**合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。**

※第2条 定義(抜粋)

「合理的配慮」とは、**障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。**

○障害者基本法の改正

- ・障害者権利条約の理念に沿う、条約の締結に向けた国内法の整備
- ・平成23年8月 改正法施行

第4条 差別の禁止(抜粋)

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 **社会的障壁の除去**は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮がされなければならない**。

※第2条 定義(抜粋)

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)があるものであつて、**障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。**
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)①

- ・障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」を具体化
- ・それが遵守されるための具体的な措置等を規定
- ・平成25年6月公布、平成28年4月施行(一部を除く)

第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)

2 **行政機関等**は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、**当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない**。

第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止(抜粋)

2 **事業者**は、(同上)…必要かつ合理的な配慮をするように**努めなければならない**。

国立大学・高専など ⇒ **行政機関等**(第2条第3号) ⇒ **法的義務**
学校法人、学校設置会社 ⇒ **事業者**(第2条第7号) ⇒ **努力義務**

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)②

《差別を解消するための措置(具体的な対応)》

○政府

⇒差別の解消の推進に関する「**基本方針**」を策定(第6条)

○国の行政機関の長、独法等(≒国立大学・国立高専)

⇒基本方針に則し、当該機関における取組に関する「**国等職員対応要領**」を策定(第9条)

○地方公共団体の機関、地方独立行政法人(≒公立大学・公立高専)

⇒「**地方公共団体等職員対応要領**」を策定(努力義務)(第10条)

○事業者(≒学校法人、学校設置会社)

⇒主務大臣が事業分野別の「**対応指針**」(ガイドライン)を策定(第11条)
主務大臣は事業者に対し、報告徴収、助言・指導、勧告できる(第12条)

《差別を解消するための支援措置》

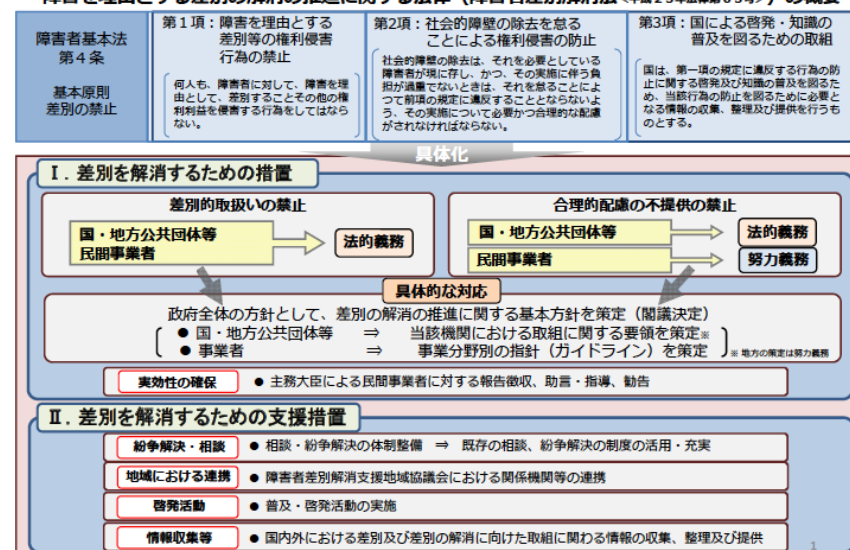
○相談、紛争防止・解決の体制整備

⇒既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実(第14条)

○地域における連携

⇒**障害者差別解消支援地域協議会**による関係機関の連携(第17～20条)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法<平成25年法律第65号>)の概要



施行日：平成28年4月1日(施行後3年を目途に必要な見直し検討)

・第3次障害者基本計画（高等教育における支援の推進）

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

基本的考え方

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることができる仕組みを構築する。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進する。

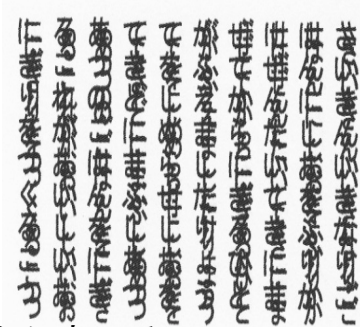
（3）高等教育における支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- 入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。
- 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大学等間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。

ケースAさん（大学3生）

・音読がとても苦手

- － カタカナの地名や人名が苦手
- － 同じ行を何度も読んでしまう。
- － 区切る場所がわからない



・小4の半分の漢字ぐらいなら書ける

・板書を写すのに時間がかかり間に合わない

・忘れ物が多い、おしゃべりがとても上手

・「自分は頑張ってきたので、記憶力が悪いと思っていた。」

ケースBくん：日本語文学を学びたく入学した 自閉症スペクトラム障害のある学生（告知あり）

- ・ 1年次のゼミでペアで自己紹介をしたくない。
- ・ 英語の会話を中心とした授業で知らない人とペアを作りたくない。

→教員とペアになる。

→具体的に何を話すかクラスに提示する。



- ・ ゼミで議論することはかなりのストレスとなる。

→議論では、発言を必ずしなくてもよい。

→途中でまとめをするように心がける。

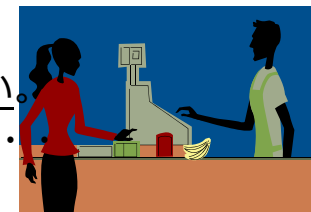
ケースCさん：卒業単位は満たしているけれど、30単位履修中（大学4生）

・アルバイトや就職の面接で合格しない

- ・ なぜこの仕事をしたいかと聞かれて、「わからない。」と答えてしまう。

・ なりたいものがわからない。

- ・ キャリア支援課の面談で・



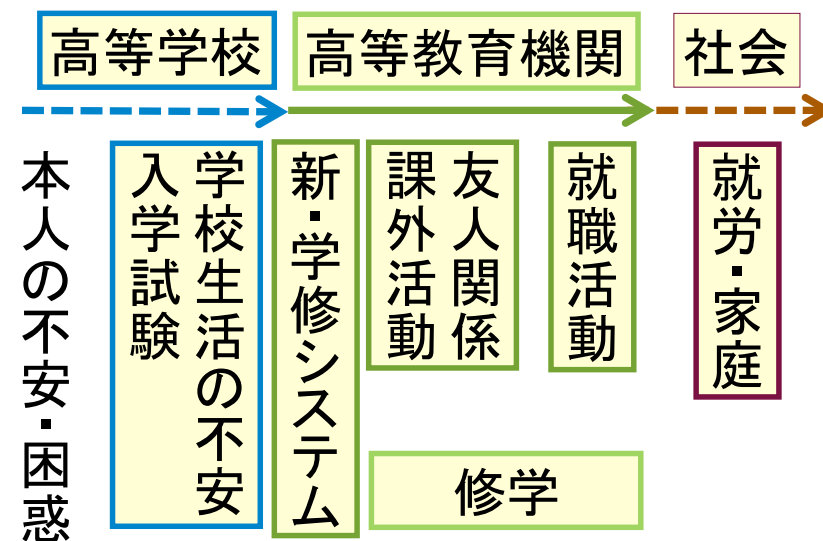
- ・ 大学で授業を受けているほうが安心する。

- ・ 単位取得は順調で、やることなく困ってしまう。

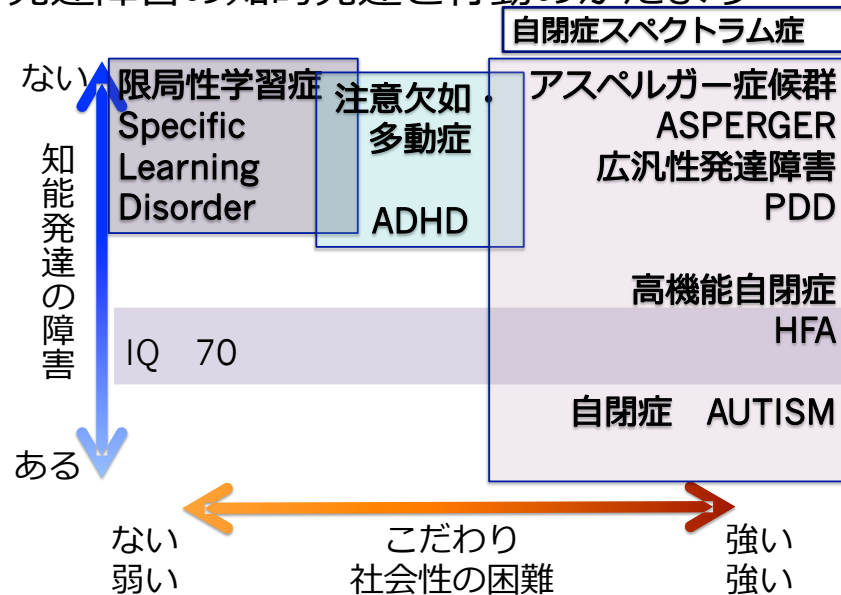
ケースDくん：なにごと一生懸命過ぎて周囲の仲間と衝突することが多く・・・

- ・パニック障害の申し出あり
- ・生育歴や家庭の環境や考え方などを聞くと、やや偏った性格傾向や不注意・衝動性が垣間見えてきて。
- ・2階以上の教室はパニックに
- ・アルバイトで売上カウントミス多発
 - 不注意傾向のため
- ・交通事故多発
 - 衝動性強く、スピード出しすぎ
- ・知能検査の結果、**認知の凸凹**指摘
 - 自己理解の支援

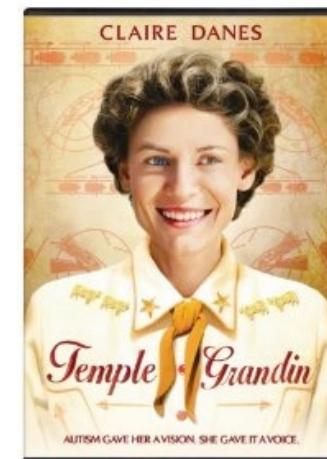
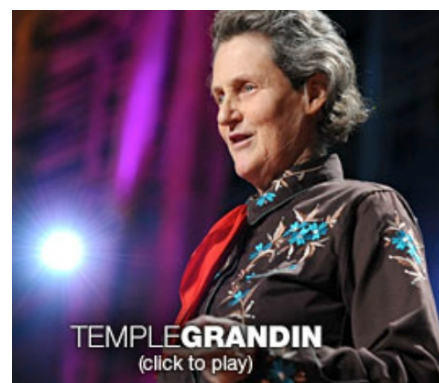
障害のある学生が感じる不安・困難



発達障害の知的発達と行動のかたより



こだわりの強さ、イメージ能力の強さを活かして・・・アメリカで動物行動学者
テンプル・グランディン



文字を読むことが苦手でも



トム・クルーズ ジャック・ホーナー
スティーブン・スピルバーグ

自閉症スペクトラム症

autism spectrum disorder

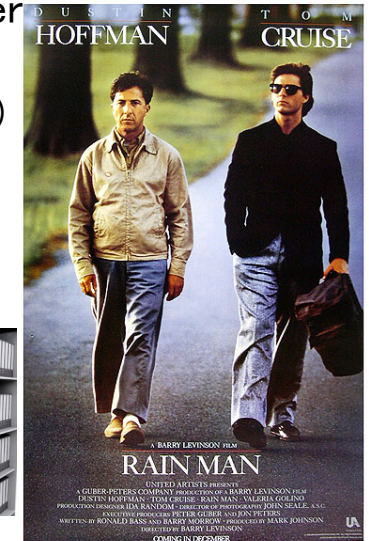
アスペルガー症候群

(Asperger syndrome)

高機能自閉症 (HFA)

自閉症 (Autism)

広汎性発達障害 (PDD)



自閉症スペクトラム症の診断基準 (DSM-5)

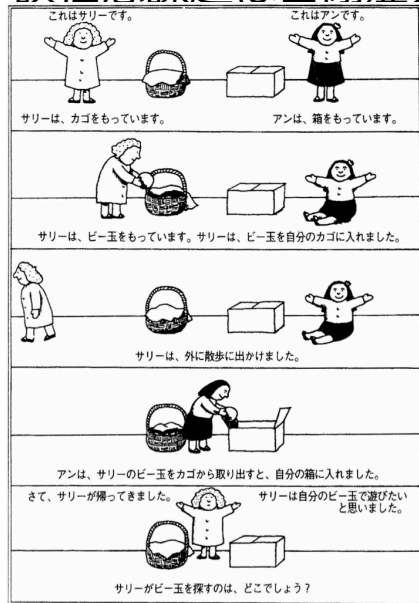
- ▶ 対人的コミュニケーション、対人的相互交流の障害（3つ全て）
 - ▶ 対人—情緒的な相互性の障害
 - ▶ 非言語的コミュニケーションの障害
 - ▶ 仲間関係を作ること維持することの障がい
- ▶ 行動、興味、および活動の限局された反復的な様式（2つ以上）
 - ▶ 常同的あるいは反復的な言語、運動、あるいは物の使用
 - ▶ 習慣や言語あるいは非言語的行動の儀式的パターンへの過度のこだわり、あるいは変化に対する過度の抵抗
 - ▶ 強度あるいは対象において異常なほどの限局的で固着した興味
 - ▶ 感覚情報に対する反応性亢進あるいは反応性低下、あるいは環境の感覚的側面に対する異常なほどの興味
- ▶ 児童期早期に症状が存在

感覚知覚の過敏性: 不適応の原因に

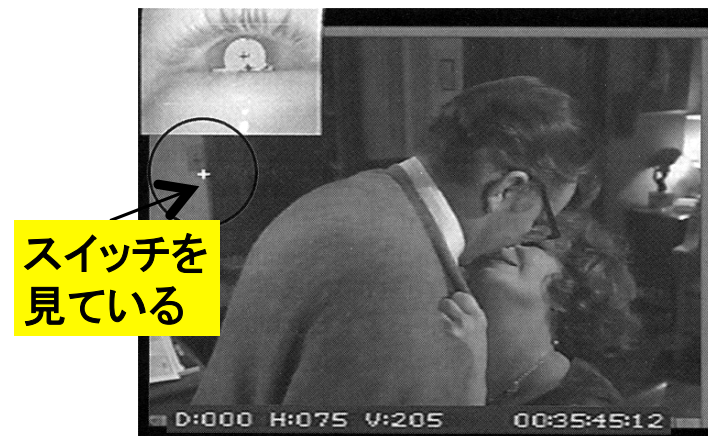
- 視覚: 蛍光灯の明滅、外はまぶしい、サングラス有効
- 聴覚: 教室は物音がうるさい、静かにすべき場所での雑談、運動会のピストル・打上花火
- 固有感覚: 筋感覚、身体ポジション感覚の弱さ
- 前庭感覚 (頭の傾き、加速度) の弱さ
- 体性感覚:
 - 縫い目がチクチク
 - 突然触られるびっくり感 (“背中が突然現れ”てびっくりする)
 - 不安になった時に身体を締め付けられると安心できる (テンプルグランディン)
 - こたつに入ると足がなくなる
 - 嗅覚: 些細な匂い、変色の原因 (食器の匂いが嫌)



誤信念課題は自閉症児には難しい



自閉症児はどこをみているか？ 注意するところが特徴的



Ami Klin et al (2003) The enactive mind, or from actions to cognition: lessons from autism *Phil. Trans. R. Soc. Lond. B*, 358, 345–360

まなざし課題の成績は低い

- Baron-Cohen et al. (2001)
- AQスコアの得点と課題成績に正の相関あり
- AQスコアとは自閉症症状の質問紙尺度



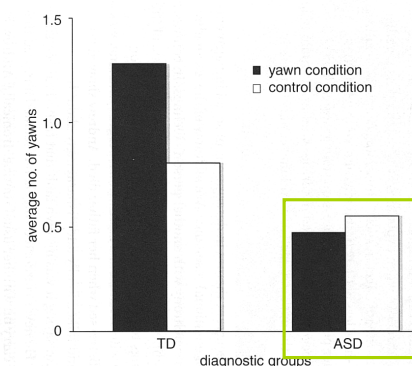
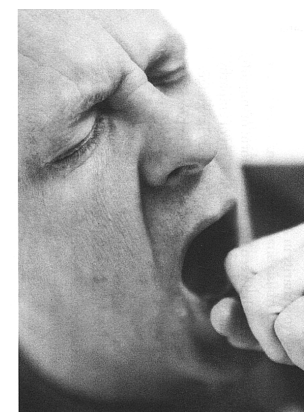
UNCONCERNED (心配していない?) CONCERNED (心配している?)



unsympathetic (冷淡(非同情的)?) sympathetic (同情的?)

57

あくびが移らない まねができない？ ・ 自閉症スペクトラム児はあくびがうつらない



14. Left: When we see a Yawning face, we often feel like yawning ourselves. Right: Children with ASD show less contagious yawning when looking at yawning faces compared to faces simply opening their mouths than typically developing children (TD)

Adapted from Senju A., Maeda M., Kikuchi Y., Hasegawa T., Tojo and Osanai H. (2007) Absence of contagious yawning in children with autism spectrum disorder. *Biological Letters*, 22, 706–8

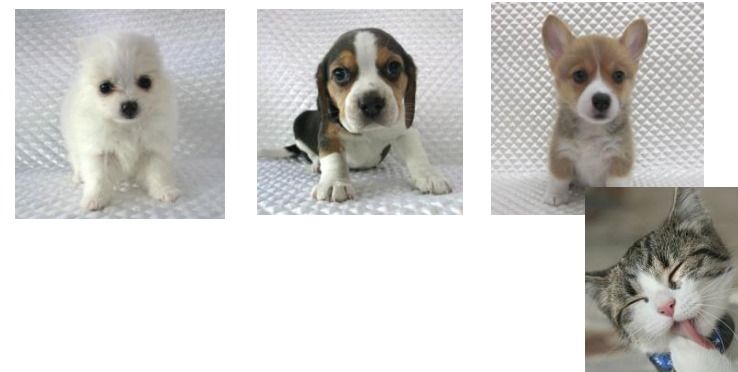
58

自閉症児の認知、感情認知、対人認知の特徴

- 言葉で気持ちをやり取りするのが苦手
 - 心の理論障害説、誤信念課題の不通過
- 表情から心を読むのが苦手
- 顔や名前を覚えられないこともある（相貌失認）
 - 両親の顔も、友だちの顔も
- 感覚知覚の過敏性が不適應の原因になる
- 言語的指示のみでは理解が難しい
- 暗黙の了解といったことは理解しづらい

自閉症の認知の特徴：まとめる力

- 犬といっても・・・
 - テンプル・グランディンの場合



自閉症スペクトラム障害の人への配慮例

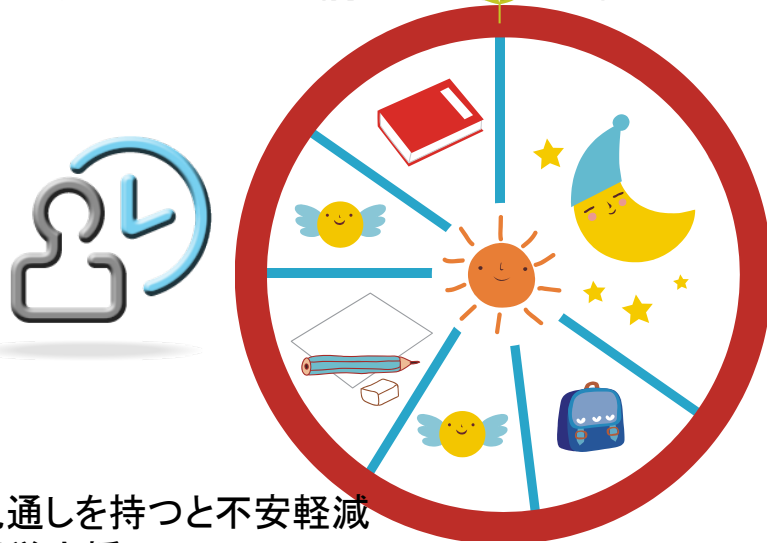
- 構造化：行すべきこと、行う手順を明示する、できることを担当に割り当て明示する
- 視覚支援 見てわかるようにする
- スケジュールを前もって伝える、見通しを持つと不安軽減
- 得意なことを活かす 同じ作業を間違えずに繰り返すことが得意 細かなミスを発見できる
- 具体的におだやかに話す 早口で話しかけられると、理解しづらい
- 礼儀や習慣を教える ソーシャルスキルSST 礼儀作法、習慣、人間関係

配慮の具体例
見てわかるようにする



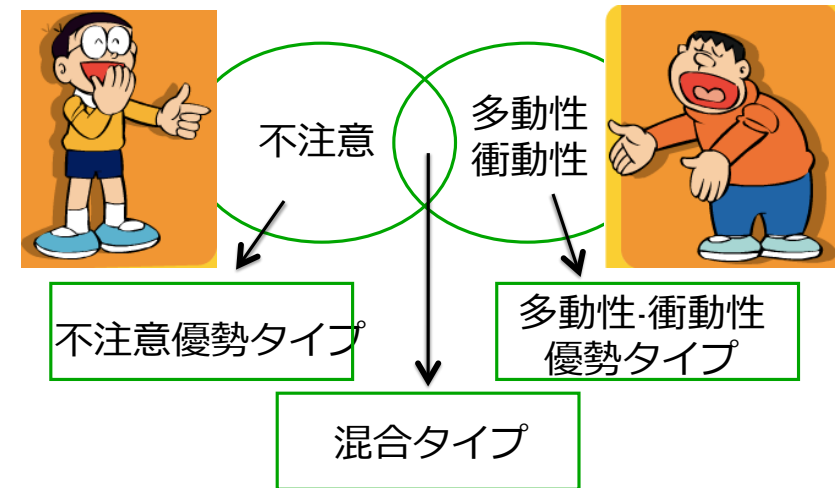
環境調整・・・視覚支援の例

スケジュールを前もって伝える



見通しを持つと不安軽減
視覚支援

注意欠陥多動性障害（注意欠如・多動症） Attention Deficit Hyperactivity Disorder ADHD



注意欠如・多動症

Attention Deficit Hyperactivity Disorder ADHD

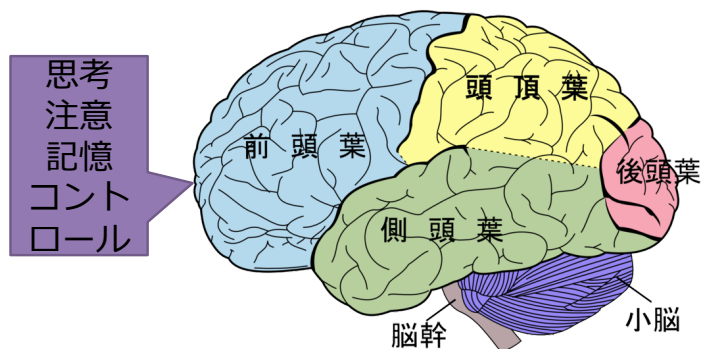
- 不注意
 - 不注意な間違い、集中が困難、聞いていないような、仕事が完了しない、精神的努力の持続を要する課題を避ける、モノをなくす、外からの刺激で気が散りやすい
- 多動性
 - もじもじ、そわそわする、離席、走り回り高所に登る、静かに遊べない、しゃべりすぎる、じっとしていない
- 衝動性
 - 質問が終わる前に話し出す、順番を待てない、他人を妨害する



注意欠如・多動症の診断基準（DSM-5）

- ▶ 神経発達症に分類（4版で行動障害に分類）
- ▶ 不注意性、多動・衝動性がある
- ▶ サブタイプというより現在の症状として記述
 - ▶ 混合、不注意優勢、多動・衝動優勢
- ▶ 自閉症スペクトラム症との併存可能
- ▶ 12歳以前に症状が存在（4版では7歳以前）

ADHDの障害の要因 Hybrid theory (Barkley) 考えて行動する脳の成熟の遅れ



自己コントロールの障害を中核とする実行機能障害である
 実行機能＝入力系を束ねる役割
 適切な時まで待つて行動をする、将来を見据えて行動する、
 行動の順序を適切に組み立てるなどに問題が存在する
 6歳なのに4歳児の行動を示すのがADHD

実行機能と症状との関連

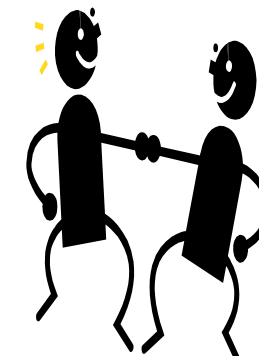
非言語的ワーキングメモリー	自己管理された発語の内界投射
感想文の締切や先生と約束を忘れてしまう	しゃべりすぎて、自分でもとめられない
気分、モチベーション	経験の再構築
長い物語を読破できない。怒りやすい	宿題の解き方を友達に電話して聞こうとする方法が思いつかない

ADHDの二次障害

- ・ 分離不安
- ・ 外在的：破壊性行動障害（DBD）マーチ（斎藤）
 - 反抗挑戦性障害 Oppositional Defiant Disorder
 - 行為障害 Conduct Disorder ODDの30%
 - 反社会性人格障害 Antisocial Personality Disorder
 - ADHD児の50%がDBDマーチ
- ・ 内在的：不安障害、気分障害Disruptive Behavior Disorder
 - 自尊心低下、叱責予測緊張、不安無力感、罪悪感から生じる

特性を活かす、トラブルのフォローを身につける

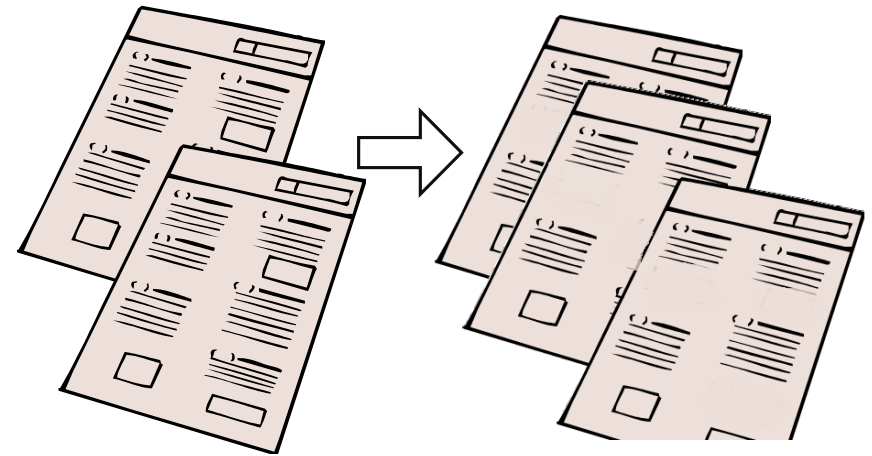
- ・ 動いてもいい役割を与える、離席して物を運んでくるように頼む
- ・ 対人関係上のトラブルが生じたら、そのあとどうするかを教える。



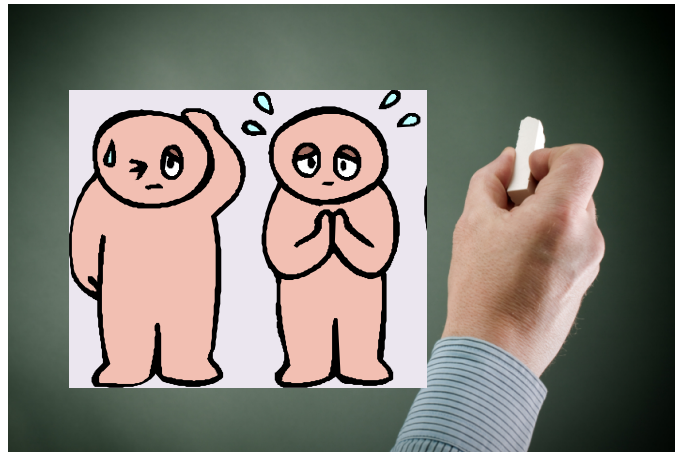
自分の注意を理解して、自分に合った
管理方法を身につける

- リソースの範囲を把握する支援
 - 自分の注意の範囲
 - 同時に出来るタスク量
- 忘れものへの対処
 - エピソード集め
 - 支援ツール、アイデア雑貨の紹介
- スケジュール管理
 - 紙のノート、スマートフォン、タブレット、PC

やれそうな雰囲気づくり
できることを少しずつ
6問のドリル・・・4問で！



つきあい方を教える



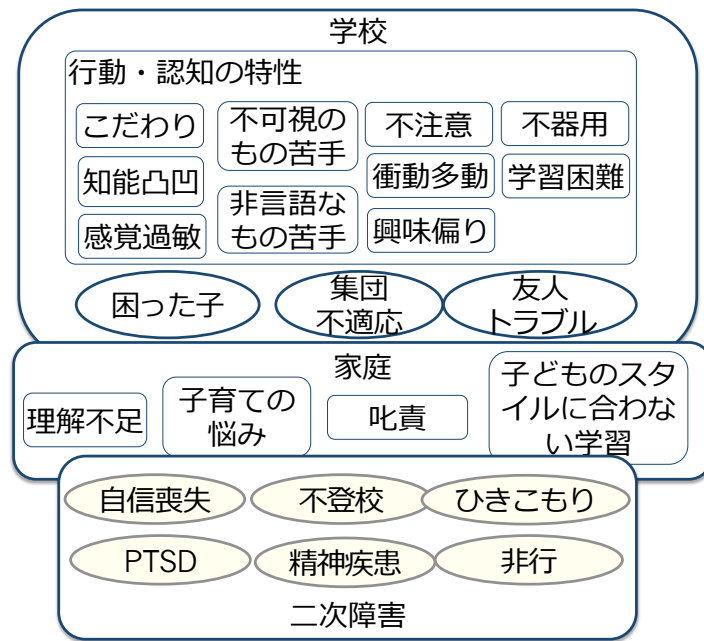
ソーシャルスキル Social Skill Training
礼儀作法、習慣、人間関係

Specific Learning Disorder (限局性学習症)
行動特徴 DSM-5

- 知的水準は標準よりも高い
- 知的水準に合わない苦手さを持っている
 - 言語的な指示理解
 - 筋道をおって話す
 - 音読、読解
 - 文章を書くこと
 - 計算
 - 算数の文章題
 - 図形問題、位置や空間を把握すること



JASSOの配慮事項; Do-itJapan HP参照



具体的な配慮の方法

- 注意力
 - 面談環境、窓口の環境
- 同時作業力（ワーキングメモリー）
 - 耳と目と手を同時に動かさないでいいようなやりとり。
- 聴覚優位
 - 図をたくさん見せても理解しづらい。文章でやりとりする。
- 視覚優位
 - ことば<図示
- 可視化
 - 習慣的な決めルール提示。時間、話している内容も可視化。
- ルールの明示
- 冗談が通じない、空気がよめない
 - 回りくどい言い方だとわかってもらえない。具体的に示す。
 - 伝え方の雰囲気が強すぎると責められたと感じやすい。あなたのためアドバイスと伝える。